

第 4 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 議 事 録

令和2年 3 月 2 4 日

定 例 会

令和2年第4回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 令和2年3月24日
 招集の場所 越谷市役所第二庁舎4階 教育委員会室
 開閉会日時 開会3月24日 午後 3時30分
 閉会3月24日 午後 5時03分

出席委員

教 育 長	吉 田 茂	教 育 長 者 職 務 代 理 者	野 口 久 男
委 員	堀 川 智 子	委 員	進 藤 秀 子
委 員	荒 木 明 子	委 員	渡 辺 律 子

欠席委員 な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	永 福 徹	学校教育部長	岡 本 順
教育総務部 副部長兼 生涯学習課長	福 田 博	学校教育部 副参事兼 給食課長	石 川 智 啓
教育総務課長	渡 辺 真 浩	学校教育部 副参事兼教育 センター所長	鈴 木 雅 彦
スポーツ振興 課 長	八木下 太	学校管理課長	紺 野 功
図 書 館 長	横 山 みどり	学 務 課 長	佐々木 清
生涯学習課 調 整 幹 兼 科学技術体験 センター所長	前 田 清 彦	学校管理課 調 整 幹	齋 藤 道 雄
生涯学習課 調 整 幹	中 野 聡	指導課調整幹	菊 池 邦 隆
大沢公民館長	森 田 昌 明	給 食 課 調 整 幹 兼 第一学校給食 センター所長	中 山 佳 孝
		教育センター 調 整 幹	田 嶋 栄 蔵

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 副 課 長	並 木 智 史
----------------	---------

	議 事	て ん 末
議 事 状 況	教育長報告	
	・教育長専決第4号について	(秘密会)
	・教育長専決第5号について	(秘密会)
	議 案	
	・第 7 号議案 令和2年度越谷市教育行政重点施策の決定について	原案可決
	・第 8 号議案 語学指導助手等設置規則を廃止する規則制定について	原案可決
	・第 9 号議案 越谷市市史専門委員設置規則を廃止する規則制定について	原案可決
	・第10号議案 越谷市教育センター規則の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第11号議案 越谷市科学技術体験センター処務規程の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第12号議案 越谷市学校運営協議会規則の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第13号議案 越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について	原案可決
	・第14号議案 越谷市スポーツ推進委員の委嘱について	原案可決
	・第15号議案 越谷市教育委員会事務局職員の人事について	原案可決 (秘密会)
	協議事項	
	・令和2年度教科用図書の採択事務について	
	その他	
	・令和2年3月定例市議会について	
	・令和元年度越谷市立小中学校教職員人事評価の最終評価結果について	(秘密会)
	・令和元年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況について	
	・令和元年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会について	
	・令和元年度第2回越谷市いじめ防止対策委員会について	
	・令和2年度学校給食費の額の決定について	
	・新型コロナウイルス感染症の対応状況について	

◎開会の宣告

吉田教育長 それでは、これより３月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本定例会に関し、２名の方から傍聴許可願が提出されておりますが、教育長専決第４号及び第５号、第１５号議案、その他報告２については、人事案件であることから秘密会とし、先に審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

(午後 ３時３０分)

吉田教育長 ここで、傍聴人の入室を許可します。

〔傍聴人入室〕

◎第７号議案 令和２年度越谷市教育行政重点施策の決定について

吉田教育長 それでは、第７号議案「令和２年度越谷市教育行政重点施策の決定について」、教育総務課長から説明いたします。

渡辺教育総務課長 それでは、第７号議案 令和２年度越谷市教育行政重点施策の決定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の９ページをご覧ください。

第７号議案 令和２年度越谷市教育行政重点施策の決定について。

令和２年度越谷市教育行政重点施策を別冊のとおり決定するものとする。

令和２年３月２４日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、第２期越谷市教育振興基本計画に基づき、教育施策の着実な推進を図るべく、当該年度に重点的に取り組む施策を定めるため、提案するものでございます。

続きまして、恐れ入りますが、お手元の別冊２、令和２年度越谷市教育行政重点施策についてご覧いただきたいと思います。令和２年度教育行政重点施策の作成につきましては、前回の２月定例会においてご協議いただいたところでございますが、その後、担当課において再度確認、調整を行い、最終案を取りまとめました。

なお、前回から記載内容に関わる大きな修正はございません。

今後のスケジュールにつきましては、本会議にて議決をいただきました後に、印刷製本を行い、令和２年４月６日、月曜日、開催予定の小中学校長会におきまして説明会を開催いたします。その後、４月中に市内の教育機関等へ配付を行い、周知を図ってまいります。

第７号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

吉田教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

渡辺委員。

渡辺委員 これは製本の後、市内の教育機関に置かれるということなのですが、具体的にどこに置かれますか。どこに行ったら見られるか。

吉田教育長 教育総務課長。

渡辺教育総務課長 公民館などに配布いたしますし、また情報公開センターのほうにも掲示していくようになります。また、当然教育センター等や社会教育施設で閲覧できる状況にしていきたいと思っています。

以上です。

吉田教育長 本案については、これまで何回か質疑、討論をさせていただいた最終案という形になりますけれども、何かご意見等ありますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

吉田教育長 これより第7号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第 8号議案 語学指導助手等設置規則を廃止する規則制定について

第 9号議案 越谷市市史専門委員設置規則を廃止する規則制定について

第10号議案 越谷市教育センター規則の一部を改正する規則制定について

第11号議案 越谷市科学技術体験センター処務規程の一部を改正する規則制定について

吉田教育長 続きまして、第8号議案から第11号議案につきましては、地方公務員法の改正に伴う教育委員会規則の廃止及び改正に係る関連した案件でございますので、一括して所管課長から説明した後、各議案に対する質疑、討論を行うことといたします。

第8号議案、指導課長より説明お願いいたします。

指導課調整幹。

菊池指導課調整幹 それでは、第8号議案につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の11ページをお開きください。

第8号議案 語学指導助手等設置規則を廃止する規則制定について。

語学指導助手等設置規則を廃止する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、規則を廃止する必要があるため、提案するものでございます。

本規則のご説明の前に、会計年度任用職員の概要についてご説明いたします。地方公務員には、制度上一般職と特別職の区分がございます。しかし、これまでの制度運用において、通常の事務職員等であっても特別職として任用され、その結果、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等が課されない方が存在していることから、このたび、法律上で、特別職の範囲を、制度が本来想定する専門的な知識・経験に基づき、助言・調査等を行う者に厳格化するため、地方公務員法を改正し、特別職に当たらない非常勤の職員を会計年度任用職員という一般職とすることとされました。

これにより、これまで教育委員会で任用しておりました、語学指導助手、市史専門委員、科学教育指導員や教育指導員等の非常勤の特別職につきましても、非常勤の一般職員という扱いになります。

次に、本規則を廃止する理由ですが、現在は雇用しておりませんが、「非常勤の特別職」として、市が直接雇用する形態の語学指導助手が制度上ございます。このたびの法改正により、この形態の語学指導助手は、地方公務員法が適用となる「非常勤の一般職」となることに伴い、職務や身分などを定めた本規則が必要なくなることから廃止するものです。

また、この規則は令和2年4月1日から施行いたします。

第8号議案に係る説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 生涯学習課長。

福田生涯学習課長 それでは、引き続きまして第9号議案につきましてご説明申し上げます。

会議要項の15ページをお願いいたします。

第9号議案 越谷市市史専門委員設置規則を廃止する規則制定について。

越谷市市史専門委員設置規則を廃止する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、規則を廃止する必要があるため、提案するものでございます。

廃止の経緯でございますが、このたびの法改正によりまして、「非常勤の特別職」として生涯学習課に勤務しております市史専門委員が、地方公務員法が適用となる「非常勤の一般職」となることに伴い、委嘱の方法や任期、勤務日数や勤務時間などを定めた本規則が必要なくなることから、廃止するものでございます。

この規則は、令和2年4月1日から施行いたします。

第9号議案に係る説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 教育センター所長。

鈴木教育センター所長 それでは、第10号議案につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の19ページをお開きください。

第10号議案 越谷市教育センター規則の一部を改正する規則制定について。

越谷市教育センター規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、改正の内容ですが、資料、新旧対照表の1ページをご覧ください。このたびの法改正により、現在非常勤の特別職として教育センターに勤務しております教育指導員、専任教育相談員、専任訪問相談員、学び総合指導員及びスクールソーシャルワーカーが、来年度から地方公務員法が適用となる非常勤の一般職となることに伴い、第7条第1項中「非常勤の特別職」を「非常勤職員」に改めるとともに、職務内容や勤務日数などを定めた同条第2項から第7項を削除するものです。

また、この規則は令和2年4月1日から施行いたします。

第10号議案に係る説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

吉田教育長 科学技術体験センター所長。

前田科学技術体験センター所長 それでは、第11号議案につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の23ページをお開きください。

第11号議案 越谷市科学技術体験センター処務規程の一部を改正する規則制定について。

越谷市科学技術体験センター処務規程の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、改正の内容ですが、資料、新旧対照表の3ページをご覧ください。このたび法改正により、現在「非常勤の特別職」として科学技術体験センターに勤務しております科学教育指導員が、来年度から地方公務員法が適用となる「非常勤の一般職」となることに伴い、本規則中、委嘱の方法や任期、勤務日数や勤務時間などを定めた第4条が必要なくなることから、第4条を削り、第5条から第8条までを1条ずつ繰り上げるものです。

また、この規則は令和2年4月1日から施行いたします。

第11号議案に係る説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます

吉田教育長 これより本案に対し、質疑、討論を行います。

初めに、第8号議案「語学指導助手等設置規則を廃止する規則制定について」、ご質問またはご

意見等はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

吉田教育長 これより第8号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第9号議案「越谷市市史専門委員設置規則を廃止する規則制定について」、ご質問またはご意見等はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

吉田教育長 それでは、これより第9号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第10号議案「越谷市教育センター規則の一部を改正する規則制定について」、ご質問またはご意見等はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

吉田教育長 これより第10号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第11号議案「越谷市科学技術体験センター処務規程の一部を改正する規則制定について」、ご質問またはご意見等はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

吉田教育長 これより第11号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第12号議案 越谷市学校運営協議会規則の一部を改正する規則制定について

吉田教育長 それでは、第12号議案「越谷市学校運営協議会規則の一部を改正する規則制定について」、指導課長から説明いたします。

指導課調整幹。

菊池指導課調整幹 それでは、第12号議案につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の27ページをお開きください。

第12号議案 越谷市学校運営協議会規則の一部を改正する規則制定について。

越谷市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、改正の内容ですが、資料、新旧対照表の5ページをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、第1条中、同法律の引用部分「第47条の6第1項」を「第47条の5第1項」に改めるものです。

また、この規則は令和2年4月1日から施行いたします。

第12号議案に係る説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

吉田教育長 これより第12号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第13号議案 越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について

吉田教育長 続きまして、第13号議案「越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について」、学務課長から説明いたします。

学務課長。

佐々木学務課長 それでは、第13号議案 越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の31ページをお開きください。

第13号議案 越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について。

越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員を次のとおり委嘱するものとする。

それでは、表に沿って選出区分、氏名、選出母体・役職等、性別、任期の順にご説明いたします。その際、敬称については、省略をさせていただきます。

また、任期は前任者の残任期間となり、令和3年3月31日まででございます。

越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員。

2号委員、山口文平、越谷市医師会、男、新任。

令和2年3月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の欠員に伴い、後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の32ページをご覧ください。ご参考までに、今回提案させていただいた1名を加えた令和2年3月24日現在の越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員名簿（案）を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

なお、選出区分の1号委員につきましては学校医、2号委員につきましては結核に関し専門的知識を有する医師、3号委員につきましては保健所長でございます。

第13号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより本案に対し、質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

これについては、医師会の医師、今、保健所長ということで問題は特にないかと思うのですが、何か選出に当たって考慮したことはあるのですか。

学務課長。

佐々木学務課長 特にございませんが、医師会からご推薦をいただいて、やっていただける方ということで対応させていただいているところです。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

吉田教育長 これより第13号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第14号議案 越谷市スポーツ推進委員の委嘱について

吉田教育長 続きまして、第14号議案「越谷市スポーツ推進委員の委嘱について」、スポーツ振興課長から説明いたします。

スポーツ振興課長。

八木下スポーツ振興課長 それでは、第14号議案 越谷市スポーツ推進委員の委嘱についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の33ページをご覧ください。

第14号議案 越谷市スポーツ推進委員の委嘱について。

越谷市スポーツ推進委員を別紙のとおり委嘱するものとする。

令和2年3月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市スポーツ推進委員が令和2年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任の委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の35ページをご覧ください。越谷市スポーツ推進委員につきましては、越谷市スポーツ推進委員設置条例第1条第2項の規定に基づき、教育委員会が委嘱するものでございます。

委員の構成は、1号委員としてスポーツ・レクリエーション団体の関係者、2号委員として地域スポーツ・レクリエーションの関係者、3号委員としてスポーツ・レクリエーションの実技指導者又は実技指導経験者となっております。

委員の定数につきましては、同条例第2条の規定により、30名で組織するものとされております。

任期は、同条例第3条第1項において2年と規定されており、今回委嘱させていただく委員の皆様につきましては、令和2年4月1日から令和4年3月31日までとなります。

名簿は、選出区分、氏名、専門種目、性別、任期の順に掲載しております。

それでは、順に読み上げさせていただきます。

なお、その際、氏名、性別、任期のうち、新任・再任の別のみを読み上げさせていただきます。

まず、1号委員、スポーツ・レクリエーション団体の関係者ですが、山本幸子、女、再任。河辺和男、男、再任。鈴木美禰子、女、再任。栗原まゆみ、女、再任。平田建太郎、男、再任。稲毛綾乃、女、再任。菊島智代子、女、再任。永井智子、女、再任の計8名でございます。

次に、2号委員、地域のスポーツ・レクリエーション関係者ですが、鈴木章、男、再任。会田良光、男、再任。上野敏子、女、再任。松島勲、男、再任。小松崎晃、男、再任。戸田道子、女、再任。須加庸介、男、新任。金子昭夫、男、新任の計8名でございます。

次に、3号委員、スポーツ・レクリエーションの実技指導者又は実技指導経験者ですが、平澤民子、女、再任。松竹克昌、男、再任。綾部操、女、再任。三田博、男、再任。関口美恵子、女、再任。服部牧子、女、再任。中野利恵、女、再任。己ノ瀬弘司、男、再任。山口さゆり、女、再任。境久美子、女、再任。松島巖、男、再任。稲福あおい、女、新任の計12名でございます。

以上、28名の委員構成ですが、男性が12名、女性が16名で、女性の比率は約57%でございます。また、候補者25名が再任で、3名が新任でございます。種目別では、バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン、健康体操、ビーチボール、テニス、野球、サッカー、陸上競技など21種目となっております。

第14号議案の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

吉田教育長 これより本案に対し、質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

なければ私から、定数30名に満たない数となっておりますけれども、補足することがあれば説

明をお願いします。

スポーツ振興課長。

八木下スポーツ振興課長 2年に1度の改正に当たりまして、現職の委員につきましては再度引き受けていただけるかの確認の調書を出させていただく中で、今年度は諸々の事情により定年という形ではないですけれども、退任をされる方が会長を含めていらっしゃいました。併せて現職の委員の方々などを通して、スポーツ推進委員の新たな委員の募集や推薦をいただき、面接をいたしました。うち1名から面接後に辞退の申出がありまして、本年度は定員に満たなかったという状況でございます。

以上です。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

吉田教育長 これより第14号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎令和2年度教科用図書の採択事務について

吉田教育長 続きまして、協議事項に入ります。

「令和2年度教科用図書の採択事務について」、指導課長からご説明いたします。

指導課調整幹。

菊池指導課調整幹 それでは、令和2年度教科用図書の採択事務についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の37ページをご覧ください。初めに、教科用図書採択に係る今後の見通しでございますが、平成27年度から令和6年度までの現時点での見込みを一覧にしております。教科用図書は4年ごとの採択となっており、令和2年度につきましては令和3年度の中学校学習指導要領の全面実施に伴い、令和3年度から使用する中学校の教科用図書を採択する必要があります。使用期間は、令和3年度から6年度の4年間となります。

次に、令和2年度に採択する令和3年度使用教科用図書につきましては、中学校の16種目及び特別支援学級用の教科書全般でございます。中学校使用教科用図書につきましては、令和元年度検定合格図書の中から採択を実施することとなりますが、現時点で発行者等は明らかにされておられません。4月半ばに発行される教科書目録で示される予定でございます。

これらの情報から、令和3年度使用教科用図書の採択事務の進め方をご提案させていただきます。会議要項の38ページをご覧ください。

選定委員会につきましては、その任務から1号委員2人、2号委員1人、3号委員11人の委嘱

又は任命を予定しております。

調査部会につきましては、11部会を設置し、中学校16種目及び特別支援学級用の教科書全般の調査研究を行い、調査報告書を作成いたします。

最後に予定でございますが、4月の定例教育委員会会議にて選定委員の委嘱又は任命について議案として提出させていただきます。議決後、5月中旬に第1回選定委員会及び第1回調査部会を開催いたします。その後、6月下旬を目安に、調査部会が調査資料をまとめてまいります。また、教科書展示会を利用して、学校による調査及び市民のアンケートを実施いたします。その後、7月中旬にかけて選定委員会を開催し、選定資料を作成してまいります。

教育委員の皆様につきましては、5月上旬以降に教科用図書の見本本をお届けいたしますので、調査研究をお願いいたします。また、6月下旬には教科書展示会の視察をお願いいたします。7月中旬には選定資料がまとまりますので、7月の定例教育委員会会議において採択の議案を提出いたします。ただし、採択する種目数が多いため、7月の定例教育委員会会議に加えて、8月にも臨時の教育委員会会議を開催していただく必要が生じてくると考えております。

なお、採択に係る教育委員会会議につきましては、教育総務課と連携を図り、適正かつ公正な採択事務を実施できるよう調整してまいります。

令和2年度教科用図書の採択事務についてのご説明は、以上でございます。ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより協議に入ります。

ご質問または意見等はございますか。

渡辺委員。

渡辺委員 教えていただきたいのですが、調査部会というのは選定委員の3号委員の先生方11名と、あとは市立中学校の教員3から7名とあるのですが、この3から7名の教員というのは、どのような方が選ばれるのですか。例えば自分がやりたいと言った方ですか。

吉田教育長 指導課調整幹。

菊池指導課調整幹 各学校、中学校にはそれぞれ各教科の教員がおりまして、それぞれ専門性を有しております。我々指導主事が学校に行って非常に授業力がある教員ですとか、校長からこの教員をぜひいろいろな研究で育ててほしいですとか、年間を通してそういう情報を収集しております。そういうことを総合的に判断いたしまして、こちらでこの教員にお願いしたいということを選びまして、校長に伺いながら調整して決定していくものでございます。

渡辺委員 専門能力が非常に高い教員の方ということですね。

菊池指導課調整幹 はい。以上でございます。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

ここのところ連続して採択をしているわけですが。

野口委員。

野口教育長職務代理者 今、採択の回数について臨時会も開いてということですので、また今年も昨年同様に心して私もやっていきたいなと思いますので、お世話になりますけれども、どうぞよろしくをお願いします。

以上です。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

吉田教育長 なければ、この件については以上といたします。

◎その他

吉田教育長 続きまして、その他の報告事項に入ります。

「令和2年3月定例市議会について」、教育総務部長から説明いたします。

教育総務部長。

永福教育総務部長 それでは、令和2年3月定例市議会の概要につきましてご報告申し上げます。

会議要項の39ページをお開きください。まず、会期日程でございますが、2月21日から3月18日までの27日間にわたりまして、3月定例市議会が開催されたところでございます。

41ページの上段をご覧ください。教育委員会に関する議案につきましては、「令和元年度越谷市一般会計補正予算（第5号）」、「令和2年度越谷市一般会計予算」の2件が上程されまして、原案のとおりいずれも可決されたところでございます。

次に、教育委員会関係の代表質問でございますが、3日間にわたりまして代表質問がございましたが、教育委員会関連の質問につきましては要項41ページから42ページにかけてございまして、5人の議員からそれぞれの立場でご質問がございました。

令和2年度当初予算に関する議案につきましては、10名の委員からなる予算特別委員会が設置され、5日間の日程で審査が行われたところでございます。

また、3月11日には教育・環境経済常任委員会がございましたが、質問事項は会議要項42ページの中段のとおりでございます。

質問内容等の詳細につきましては、大変恐縮ですが会議要項をご参照いただきまして、ご了承いただければと存じます。

令和2年3月定例市議会についてのご報告は、以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対し、ご質問またはご意見等ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

吉田教育長 なければ、この件については以上といたします。

続きまして、「令和元年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況について」、学務課長

から説明いたします。

学務課長。

佐々木学務課長 それでは、令和元年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況についてご報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の45ページをご覧ください。令和元年度に休職処分となった人数ですが、小学校10名、中学校3名、合計13名でございます。この中には、平成31年4月1日以前から引き続き休職処分となった者4名が含まれております。

なお、精神疾患等による休職者ですが、小学校10名、中学校2名、合計12名で、全体の約92%を占めております。精神疾患12名は前年より4名増加しております。年代別に見ますと、40代が多い傾向が示されております。男女比につきましては、令和元年度は男性4名、女性8名となっております。

また、病名ですが、精神疾患ではうつ病が6名、躁うつ病が1名、抑うつ状態が3名、適応障害が2名、一般疾病は乳がんが1名です。

令和元年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況についてのご報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

野口委員。

野口教育長職務代理者 精神疾患の方が4名増加したという話でしたけれども、ここ数年としては大体同じような傾向ですか。

吉田教育長 学務課長。

佐々木学務課長 直近の3年間で見ますと、平成29年度は休職者15名中12名、やはり精神疾患の方がいらっしやいましたので、12名、8名、12名というような形になっております。

野口教育長職務代理者 分かりました。ありがとうございます。

吉田教育長 堀川委員。

堀川委員 30代、40代に精神疾患が多い理由を教えてくださいと思います。

吉田教育長 学務課長。

佐々木学務課長 理由まで聞き取り等はしてはいない状況でございますが、やはり学校の中では中軸を担って、精力的に活動されている年代であると推測しているところです。

吉田教育長 ある程度経験年数を経た教職員が、転校で市内へ異動する。異動したときに、指導がうまくいかない、あるいは保護者との対応がうまくできなかった等々で休職に入るというようなこともあるかと思うのですが、その点についてはどうでしょうか。補足があればお願いします。

学務課長。

佐々木学務課長 教育長がおっしゃるとおりでして、異動は教職員にとっては最大の研修という言葉

葉もあるのですが、異動しますと職場の環境も変わりますし、対応する児童生徒も変わるものですから、職場に慣れるまでの時間というものの中で、病休に入られるケースもあると承知しております。

吉田教育長 そうした傾向にあるのであれば、現場に対しての指導と助言等もできるかと思うので、今後そういうことで努めていただければと思います。よろしくお願いします。

他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

吉田教育長 なければ、以上を踏まえて進めてください。

続きまして、「令和元年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会について」及び「令和元年度第2回越谷市いじめ防止対策委員会について」は関連があるため、一括して指導課長から説明いたします。

指導課調整幹。

菊池指導課調整幹 それでは、令和元年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会及び令和元年度第2回越谷市いじめ防止対策委員会についてご報告いたします。

なお、2つの会議は相互に関連しておりますので、一括してご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の46ページをご覧ください。初めに、令和元年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会についてですが、令和2年1月29日、水曜日、10時より教育委員会室にて、委員11名中9名の出席をもって開催いたしました。会議は公開ですが、傍聴者はありませんでした。

本会議は、中段に掲載しております次第に沿って進行いたしました。議事等の審議状況ですが、初めに事務局から越谷市いじめ等の実態について及び市教育委員会主管のいじめ防止等に係る取組について説明を行いました。

次に、いじめの早期発見、早期解消、いじめ認知件数の格差解消、危機感の醸成のための市内統一アンケートについて協議が行われました。詳細につきましては、恐れ入りますが下段以降に掲載しております6、議事等の概要をご参照いただきたいと存じます。

続きまして、会議要項の50ページをご覧ください。令和元年度第2回越谷市いじめ防止対策委員会についてですが、令和2年2月3日、月曜日、13時30分より教育委員会室にて、委員全5名の出席をもって開催いたしました。会議は公開ですが、傍聴者はありませんでした。

会議は、中段に掲載しております次第に沿って進行いたしました。議事等の審議状況ですが、第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会での意見の情報提供を含め、初めに事務局から越谷市いじめ等の実態について及び市教育委員会主管のいじめ防止等に係る取組について説明を行いました。

次に、いじめの早期発見、早期解消、いじめ認知件数の格差解消、危機感醸成のための市内同

一アンケートについて協議が行われました。詳細については、恐れ入りますが下段以降に掲載しております6、議事等の概要をご参照いただきたいと思います。

また、来年度実施予定の市内統一アンケートにつきましては、53ページに掲載いたしました内容でおおむねご理解をいただきましたので、会議でいただいたご意見を参考に進めさせていただきたいと存じます。

なお、アンケート用紙のサンプルとして、中学生用を54ページに掲載いたしましたので、併せてご参照いただきたいと思います。

ご報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

進藤委員。

進藤委員 いずれの会議でもネットトラブルのことが話題になっているようですが、具体的にネットトラブルというのはどういうものなのでしょうか。

また、その内容に関して、小学校、中学校で何か特徴があるか教えてください。

吉田教育長 指導課調整幹。

菊池指導課調整幹 ネットトラブルにつきましては、発生件数ですが、例年と比較しまして小学校では、昨年度14件だったものに対して25件、暫定値でございますが、中学校につきましては21件だったものが34件と大体1.5倍から2倍に増えております。これは、SNSを小学校の低学年、中学年ぐらいから使い始めていることや、様々なアプリ等、あるいはライン等も含めまして、いろいろな情報によって子どもたちのコミュニケーションが取られ、そのことが誤解を招き、いじめやトラブル等につながっていることが、原因の一つとして挙げられると考えております。

具体的な事例といたしましては、小学校ですと、例えば、ある通信アプリの中でAちゃんに対して、Aちゃん、Bちゃん、Cちゃんがいた場合、突然、そのAちゃんのことをグループから外してしまうというようなこと、あるいは中学校ですと、いろいろな当事者以外のグループで、その子の悪口を送り合うということがございます。

以上でございます。

進藤委員 ありがとうございます。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

荒木委員。

荒木委員 47ページ中ほどのスマホ・携帯ルールですけれども、これは生徒が自分たちでつくったルールということで、意識を高められるものだと思っておるのですが、改定されたとありますが、どのように改定されたのか、もう少し教えていただければと思います。

吉田教育長 指導課調整幹。

菊池指導課調整幹 中学校の様々な生徒会の中で、各学級の中の意見を踏まえて、それを生徒たち

が持ち寄って、生徒会の代表者が集まって話を進めております。具体的な部分につきましては、今までですとスマホ等を例えば何時から何時まで使わないという内容が含まれていたのですが、時間帯など、しっかりルールを決めて上手に使おうと、あるいは友達を傷つけないように上手に使おうという内容が改定の中に含まれておりましたので、報告させていただきます。

以上でございます。

吉田教育長 学校教育部長、補足があったらお願いします。

岡本学校教育部長 それでは、補足をいたします。

これにつきましては、以前制定したものを今度改定という形でございますが、子どもたちの意識がリアリティーがあるといえますか、そこが一番大きなところと思っております。具体的に申し上げますと、今までのルールでは、ネットで知り合った人に会わないという言い方でしたが、これはある意味で大人からすると苦笑いですが、子どもからすると当たり前のことで、既に出会っている子どももいるのです。

ところが、それはネット上で知り合った中でやり取りをしながら会うのだけれども、そのときに誰にも言わないで会わないとか、見ず知らずの人に会うときには親に言ってとか、実際にSNSを活用している立場ならではの子どもたちのコメントがあり、そういう意味では、ルールを共有するときにも、子ども自身もなるほどと思える内容、より子どもたちがリアリティーを持って受け止められる内容への改定があったと考えております。

以上でございます。

荒木委員 ありがとうございます。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

野口委員。

野口教育長職務代理者 それでは、この2つの会議、協議会と委員会ですか、会議について大変丁寧な委員の皆さんに説明していただいて、ご理解いただいているなと思いました。特に市内統一アンケートについては、無記名ということの意図も説明していただいたようですので、私はやはりこういった様々な方法でアンケートを取ったりすることで指導にも役立ちますし、各学校の取組も充実していくのではないかなというふうにも思っています。大変地道な方法なのですが、これが児童生徒にもいじめはしてはいけないのだということ、具体的にいじめとしてどんなものがあるかということもアンケートから見れば指導の一つになると思いますので、集計事務も発生して大変な部分もあるかと思うのですが、地道に続けていくことがいじめ防止に本当に役立つのではないかと思いますので、ぜひまた成果として現れればいいと思っております。期待しております。私からは以上でございます。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

吉田教育長 なければ、以上出されたことを踏まえて今後進めていっていただければと思います。

続きまして、令和2年度学校給食費の額の決定について、給食課長から説明いたします。

給食課長。

石川給食課長 それでは、令和2年度学校給食費の額の決定についてご報告いたします。

恐れ入りますが、会議要項の55ページをお開きください。初めに、額の変更理由ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための小中学校の臨時休校に伴い、令和元年度の学校給食が一部提供できなくなったことから、学校給食費の差額を調整する必要性が生じたため、令和2年度に限り、学校給食費の額を変更するものでございます。

次に、対象者及び差額調整の金額でございますが、1食単価に3月の喫食予定回数を掛けて算出した額を差額調整の金額として、越谷市立の小中学校に在籍する1年生から6年生については3,300円、中学1年生及び2年生については4,100円、中学3年生については2,100円とさせていただきます。

次に、差額調整の方法でございますが、令和2年度も引き続き越谷市立の小中学校に在籍する児童生徒につきましては、表に示しましたとおり令和2年度の学校給食費において、先ほどの差額を還元させていただきます。具体的な還元後の年額は、小学校2年生から6年生については4万700円、中学校1年生は5万50円、中学校2年生は4万6,450円、中学校3年生は4万6,946円でございます。また、令和2年度から越谷市外へ転出する者及び私立学校へ入学する者、並びに令和元年度の中学校3年生につきましては、給食費の還元ができないことから差額を返金させていただきます。

なお、令和2年3月1日以降に越谷市立の小中学校へ転入した者については、現行の金額とさせていただきます。

令和2年度学校給食費の額の決定についてのご報告は、以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

野口委員。

野口教育長職務代理者 過去にも東日本大震災とか竜巻の被害があったときに、給食費については様々な課題があって取り組んでこられたと思うのですが、今回、こういう形で令和2年度の学校給食費の額を変更して対応するというので、大変すばらしいアイデアだと思ったのですが、他の市町村とかは大体同じような形でやっているのですか。

吉田教育長 給食課長。

石川給食課長 やはり自治体によって様々で、規模の小さい自治体については全額還付ということ、お金を返して調整するというのもあれば、大規模な自治体については、越谷市のように翌年で調整、精算といったようなところと様々でございます。

以上です。

野口教育長職務代理者 これは発生したときの時期にもよるのですか、次年度に。

吉田教育長 給食課長。

石川給食課長 そうですね。やはり3月末、東日本大震災もそうだったのですけれども、年内で調整というのがなかなか難しい年度末ということで、現在中学校3年生の方たちというのは卒業してしまって給食を食べる機会がありませんので、これは調整という手段が得られないわけで、還付をさせていただくと。年度末にこういうことが起きると、翌年で調整をしなければならない事態になると考えます。

野口教育長職務代理者 ご苦労さまです。ありがとうございます。

吉田教育長 他にございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

吉田教育長 なければ、この件については以上といたします。

続きまして、新型コロナウイルス感染症の対応状況について、学校教育部長から説明いたします。

学校教育部長。

岡本学校教育部長 連日報道等もございますが、新型コロナウイルスということで様々な対応をしているところではございますが、本市では、現在も臨時休校中となっております。しかし、昨日、中学校で、本日、小学校で卒業証書の授与が行われたということで、当該学年につきましては卒業証書の授与は完了している状況でございます。

ただ、ここに至るまでに様々な対応をさせていただきましたが、本日、教育委員の皆様方にご説明をさせていただければと思いますので、詳しくは学務課長からご説明申し上げます。

吉田教育長 学務課長。

佐々木学務課長 では、ご説明をさせていただきます。

埼玉県教育県立学校部保健体育課長より、1月22日に発出された新型コロナウイルス関連についての情報提供が初めての文書でした。その後、中華人民共和国の武漢地域での感染拡大を受け、中華人民共和国から帰国してくる児童生徒、春節を利用して帰国をしていた中国籍児童生徒の入国への対応について、まず学校に安心して受け入れてもらうことと差別を生まない受入れを考え、保健医療部及び越谷市立病院との連携により、受入れ体制を整え対応いたしました。

ほぼ1日から2日置きに国や県から通知文書が来る状況の中で、通知に基づく対応を粛々と行ってきました。例えば、児童生徒の出席停止の取扱いや教職員の服務等です。取扱いも時間とともに変化しました。

2月25日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部から、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が出されました。この中で感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握されている状況になった感染の流行を早期に収束

させるためには、クラスターが次のクラスターを生み出すことを防ぐことが極めて重要であり、徹底した対策を講じていくべきであると発表があり、これを受け、2月27日に教育長名で児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応についての通知を各学校に発出しました。

その中では、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業の措置や、実際に臨時休業を行う場合には2週間程度とすること、各学校が主催する学校行事等の自粛等の判断を出ささせていただきました。その後、ご承知のとおり、2月27日の総理大臣の発言を受け、2月28日朝には国及び県より一斉臨時休業に係る通知文書が来て、その日のうちに通知文書に書かれている趣旨を踏まえた3月2日からの臨時休業の対応を越谷市として決め、臨時校長会を開き、各学校に対応していただきました。

資料にある2月28日付新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための公立小中学校等の臨時休業についての通知がこれに当たります。趣旨を踏まえ、保護者向け通知文書の中で、卒業証書授与式については、今年度は中止とし、卒業証書の授与の方法については、後日ご連絡いたしますとさせていただきました。具体的には、多くの人が体育館に集まり実施する従来の卒業証書授与式の形での実施ができないので、違う方法を検討するという趣旨でした。

閉鎖空間において近距離で多くの人と会話をする等の一定の環境下であれば、せきやくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがあること等の感染症対策本部の方針を受け、席を2メートル離し、45分以内で、マスク着用、換気を行い、アルコール消毒等万全の感染予防対策を取った上で、体育館で実施をすることを決め、またこの条件を満たすため、参加者を卒業生と教職員のみとすることを決め、苦渋の決断ではありましたが、卒業証書授与の方法として発表しました。

3月4日付、臨時休業に係る今後の日程についてが、学校向けの資料となります。この他にも荷物等を取りに来ていただく登校日等も同じ基準で、集団をつくらない対応を校長会で検討していただき、別紙のと通りの対応としたところです。越谷市としては、何よりも命を大切に、集団感染を防ぐことを重視した対策を取ってきました。その後、ほぼ毎日、学校には情報提供を行いながら対策を進めてまいりました。

3月12日に越谷市内における感染者発生の際の報道があり、14日土曜日には越谷市の報道発表がございました。小学生と中学生にも感染者が出たことは、その後の発表のとおりでございます。

3月16日に臨時校長会を開き、現状について説明し、18日には資料のとおり、臨時休業に係る今後の日程について、3枚目のプリントになりますが、こちらを出させていただきました。実際には、前回の判断のとおりでして、昨日と本日、各学校において様々な条件がある中で、心を込めた卒業証書授与を実施していただいております。現在も様々なご意見等をいただいているところですが、メールや電話へのお問合せや報道の取材にも極力丁寧に対応を進めております。

さらに、国の方針を受け、今後の臨時休業の解除に向けた対応策を検討しているところです。今後も日々変化する情報を迅速に捉え、児童生徒の安心安全を第一に対応を進めてまいります。

以上です。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

対応状況ということですので、報告ということでございますけれども、よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

吉田教育長 なければ、この件については以上といたします。

他に何かございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

吉田教育長 なければ、以上といたします。

最後に、次回の教育委員会会議の日時につきましては、4月23日、木曜日、午前10時から教育委員会室で開催したいと存じますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 では、そのようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

吉田教育長 それでは、本定例会に提出されました議事は終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。

ありがとうございました。

(午後 5時03分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

教 育 長

吉 田 茂

委 員

野 口 久 男

委 員

堀 川 智 子

委 員

進 藤 秀 子

委 員

荒 木 明 子

委 員

渡 辺 律 子

書 記

教育総務課副課長

並木智史